

帰還困難区域（双葉町）の不動産に同居していた3世帯（主たる建物に親子2世帯、附属建物に1世帯）の申立人らについて、各世帯が新規に3か所で購入した各住居に係る住居確保損害（財物賠償による支払額を控除したもの）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

【損害項目】

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ア 別紙物件目録記載不動産に関する住居確保損害 | 金4416万6739円 |
| イ 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 金132万5003円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金4549万1742円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項アの財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払いにかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月18日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 篠原一廣)